

新	旧
災害医療対策事業等実施要綱	災害医療対策事業等実施要綱
第1 災害拠点病院整備事業（略）	第1 災害拠点病院整備事業（略）
第2 災害拠点精神科病院等整備事業（略）	第2 災害拠点精神科病院等整備事業（略）
第3 医療施設土砂災害防止施設整備事業（略）	第3 医療施設土砂災害防止施設整備事業（略）
第4 医療施設等耐震整備事業（略）	第4 医療施設等耐震整備事業（略）
第5 医療施設耐震化促進事業（略）	第5 医療施設耐震化促進事業（略）
第6 NBC災害・テロ対策設備整備事業（略）	第6 NBC災害・テロ対策設備整備事業（略）
第7 防災訓練等参加支援事業（略）	第7 防災訓練等参加支援事業（略）
第8 DMAT・ <u>DPAT</u> 活動支援事業	第8 DMAT活動支援事業
<p>1 目的</p> <p>この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMAT（DMATロジスティックチームを含む）<u>及びDPAT先遣隊が、被災都道府県に設置される保健医療福祉調整本部等での活</u></p>	<p>1 目的</p> <p>この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMAT（DMATロジスティックチームを含む）が、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での</p>

<p><u>動や</u>、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p><u>(1) 都道府県からDMA T指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。</u></p> <p><u>(2) DPAT先遣隊が所属する医療機関及び都道府県精神保健福祉センターの開設者、被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。</u></p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) DMA T <u>及びDPAT先遣隊</u>の派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。</p> <p>(2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMA T <u>及びDPAT先遣隊</u>の派遣要請ができる。</p> <p>(3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第18条による支弁を優先するものとする。</p> <p>第9 DMA T訓練事業（略）</p>	<p>医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>都道府県からDMA T指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) DMA Tの派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。</p> <p>(2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMA Tの派遣要請ができる。</p> <p>(3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第18条による支弁を優先するものとする。</p> <p>第9 DMA T訓練事業（略）</p>
--	---

別紙

第10 災害医療コーディネーター研修事業（略）	第10 災害医療コーディネーター研修事業（略）
第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業（略）	第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業（略）
第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（略）	第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（略）
第13 D P A T養成支援事業（略）	第13 D P A T養成支援事業（略）
第14 医療施設非常用通信設備整備事業（略）	第14 医療施設非常用通信設備整備事業（略）
第15 医療施設浸水対策事業（略）	第15 医療施設浸水対策事業（略）
第16 医療施設ブロック塀改修等整備事業（略）	第16 医療施設ブロック塀改修等整備事業（略）